

(答申第20号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の暴力団該当性についての保有個人情報の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報の開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成23年6月13日付け（平成23年6月27日に受付け）で、実施機関に対し、「暴力団該当性」の開示を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、対象となる個人情報が条例第15条の2に該当すると判断し、開示請求に係る個人情報の存否について答えると、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報を開示することになるため（条例第14条第5号該当）、開示請求に係る個人情報の存否についても回答できないとの理由を付して個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年7月8日付け組対第397号により審査請求人に通知した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、審査請求人の暴力団該当性について審査請求人に開示する旨の裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

現在服役している刑務所内において、暴力団ではないことを前提とした処遇を受けるために、自身の暴力団非該当性を証明する必要から開示請求に及んだものであり、利用目的は正当かつ限定的であって、これを開示したとしても「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは全く考えられない。

一般的に、あらゆる暴力団該当性の開示に応じるとなれば、その場合は、暴力団関係者が自身が暴力団関係者として把握されているか探るために開示請求制度を利用する等の問題も生じ得るが、それは個々に判断すれば足りるのであり、こと審査請求人の場合に、開示したとしてもそのような弊害が起こることは想定できない。

この見解は、〇〇〇〇も支持しており、即ち、同〇〇〇〇において岐阜県警察本部長に対して開示に応じるように意見を述べた経緯があることは処分庁において認識しているとおりのことである。

### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が非開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おお

むね次のとおりである。

## 1 開示を求める個人情報について

審査請求人が開示を求める個人情報は、審査請求人の「暴力団該当性」（以下「本件個人情報」という。）である。

暴力団及び暴力団員等に関する情報は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定されている暴力団及び暴力団員の指定・認定等に資するため、警察において収集、集約、分析の過程を経て、暴力団情報管理システムに記録されているものであり、本件個人情報も同システムに記録されているものである。

## 2 本件処分について

### (1) 条例第14条第5号該当性について

条例第14条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は非開示情報に該当すると規定している。

本件個人情報は、個人を暴力団と認定する際等、捜査活動をはじめ各種警察活動によって収集した情報を集約分析し、前記暴力団情報管理システムに記録されているものであるが、同システムには、暴力団員が所属する団体名、地位のほか、どのような資料により暴力団員として認定したか等、具体的な記載があるなど、暴力団員の認定にかかる警察の調査手法や調査内容等が具体的に記録されている。

仮に、暴力団情報が開示される状態になった場合、暴力団及び暴力団員等に対する警察の実態把握状況、情報収集能力、警察の関心事項や活動重点、それらの進捗状況が明らかになり、今後の暴力団対策活動に甚大な支障を及ぼすおそれがある。

また、警察が入手した暴力団情報に関し、その情報源である情報提供者や捜査協力者等の存在が推認されたり、特定に至るおそれがあり、情報提供者等と捜査員との信頼関係に亀裂が生じるばかりか、組織防衛の下で暴力団の組織的な報復行為により、同人等の生命、身体にいかなる危害が及ぶか計りしれない。

さらに、暴力団としての認定は、警察が収集した資料を総合的に判断することにより、本人に通知等することなく行われているものであり、本来暴力団員は、自らが暴力団員として認定されているか否かは到底知ることができる情報ではなく、ひとたび暴力団員が自己が暴力団員として認定されている、或いは視察対象とされていることを知れば、警察の未把握の人物を利用するなどして秘密裏に犯罪を敢行したり、罪証隠滅を図る等、暴力団員としての活動の潜在化、巧妙化を一層助長するおそれが高まる。

以上の理由から、本件個人情報は、条例第14条第5号に該当する。

### (2) 条例第15条の2該当性について

条例第15条の2は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。」と規定している。

本件個人情報は、警察が特定の個人を暴力団員として認定する場合に記録するものであり、警察の調査により実態が把握されれば個人情報として保有され、把握に至らなかった場合には保有されないということになる。

よって、本件保有個人情報の存否を明らかにすることは、必然的に審査請求人に係る

警察による調査実態や調査事実の存否を明らかにする結果となり、審査請求人又はその周辺者等が警察により暴力団員として把握されている事実の有無が明らかになり、これらが関与する犯罪の予防、鎮圧、又は捜査に支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第5号に定める非開示情報を開示するのと同様の結果を招くことになるため、条例第15条の2に該当する。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、「利用目的が正当かつ限定的であることから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない、支障の有無は個々の的に判断すれば足りるのであり、審査請求人の場合に、そのような弊害が起こることは想定できない」旨の主張をするが、例え審査請求人が在監中であっても、他の在監者との会話、面会等により情報が漏れるおそれがあり、限定的であるといえなく、本件個人情報の開示・非開示の判断は、上記(1)、(2)で説明したとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

また、条例第15条の3で裁量的開示について規定されているが、審査請求人の保護法益と暴力団情報を開示する公益性を比較しても、審査請求人個人の権利利益が優先するとは認められない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件個人情報について

本件個人情報は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定されている暴力団及び暴力団員の指定・認定等に資するために、捜査活動をはじめ各種警察活動によって収集した情報を集約分析し、暴力団情報管理システムに記録されているものであり、暴力団員が所属する団体名、地位のほか、どのような資料により暴力団員として認定したか等が具体的に記載されている。

### 2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第14条第5号及び条例第15条の2に該当するとして存否応答拒否による非開示とした理由について、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第14条第5号について

##### ア 条例第14条第5号の趣旨について

条例第14条第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものであり、本号は開示することによって犯罪の予防、犯罪の捜査等公共安全と秩序の維持を有効かつ効率的に行うことが困難となることから、これを防止しようとする趣旨がある。

そして、「実施機関が認めるにつき相当の理由がある」について、犯罪の予防、捜査等に関する将来の予測としての専門的・技術的判断が必要であることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるかどうかを判断することとされている。

##### イ 条例第14条第5号該当性について

本件個人情報は、個人を暴力団と認定する際等、捜査活動をはじめ各種警察活動によって収集した情報を集約分析し、暴力団情報管理システムに記録されているも

のであり、暴力団情報を開示することによって、暴力団及び暴力団員等に対する警察の実態把握状況、情報収集能力、警察の関心事項や活動重点、それらの進捗状況が明らかになるおそれがあると認められる。

また、暴力団としての認定は、実施機関の説明によると、警察が収集した資料を総合的に判断することにより本人に通知等することなく行われているものであることから、個人が自己が暴力団員として認定されている、或いは視察対象とされていることを知ることによって、警察の未把握の人物を利用するなどして秘密裏に犯罪を敢行したり、罪証隠滅を図る等、暴力団員としての活動の潜在化、巧妙化を一層助長するおそれがあると認められる。

さらに、暴力団該当性に関する情報は、その情報の性質から、情報源である情報提供者や捜査協力者等の存在が推認されたり、特定に至るおそれがあり、その場合には、情報提供者や捜査協力者等に危害が及ぶおそれがあると認められる。

以上の理由から、本件個人情報、条例第14条第5号に該当する。

(2) 条例第15条の2について

ア 条例第15条の2の趣旨について

条例第15条の2の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。」と規定している。

ここにいう「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、個人情報が存在するかどうかを明らかにすることによって、条例第14条各号の非開示情報の規定によって保護しようとする権利利益が侵害されることとなる場合のことをいう。

イ 条例第15条の2該当性について

本件個人情報は、警察が特定の個人を暴力団員として認定する場合に記録するものであり、警察の調査により実態が把握されれば個人情報として保有され、把握に至らなかった場合には保有されないということになる。また、暴力団該当性に関する情報は、本人には伝えられることはない情報であり、その情報の利用及び提供は極めて限定的であると認められる。

このような状況において、本件保有個人情報の存否を明らかにすることは、必然的に審査請求人に係る警察による調査実態や調査事実の存否を明らかにする結果となり、審査請求人又はその周辺者等が警察により暴力団員として把握されている事実の有無が明らかになり、これらが関与する犯罪の予防、鎮圧、又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第14条第5号に定める非開示情報を開示するのと同様の結果を招くことになるため、条例第15条の2に該当する。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、刑務所内での処遇の改善を求めており、その利用目的が正当かつ限定的であることから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない旨主張するとともに、支障の有無は個々に判断すれば足りるのであり、審査請求人の場合にそのような弊害が起こることは想定できない旨の主張をしていることから、条例第15条の3による裁量的開示を求めているものであると考えられる。

同条は、条例第14条各号の非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、条例第14条第3号の法令秘情報を除き、実施機関の裁量で開示することができる規定である。

そこで、本件個人情報について条例第15条の3の裁量的開示が妥当であるか検討したところ、開示することによる個人の権利利益を特に保護する必要性と上記（１）、

（２）の判断により条例第14条第5号の犯罪捜査情報に該当し存否応答拒否による非開示とする利益を比較衡量した結果、本件個人情報の存否を明らかにすることによる不利益よりも個人の権利利益を特に保護する必要性が優先するとは認められない。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成23年9月20日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成23年10月12日	・ 諮問庁から非開示決定等理由説明書を受領した。
平成23年10月13日	・ 審査請求人に非開示決定等理由説明書を送付した。
平成23年12月5日 (第37回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成24年1月26日 (第38回審査会)	・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成24年3月1日 (第39回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)